

星野学園小学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、星野学園小学校という。

(位置)

第3条 本校は、埼玉県川越市上寺山 216 番地 1 に置く。

第2章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第4条 本校は12学級をもって編成し、収容定員は、480人(共学)とする。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は6年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 埼玉県民の日 11月14日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで

- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
 - (7) 学年末休業 3月25日から3月31日まで
 - (8) 開校記念日 5月2日
- 2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつやむを得ない事情がある時は、臨時に授業を行うことがある。
 - 3. 非常災害その他、急迫の事情がある時は、前項の規定にかかわらず臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、転学、退学及び休学

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することが出来る者は、年齢満6歳以上の児童とする。

(転入学及び編入学資格)

- 第10条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められる者とする。
- 2. 各学年に編入学できる者は、相当年令に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考のうえ、学校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他必要書類に、入学検定料を添えて願出しなければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、本校所定の書類に入学金を添えて、定められた日までに入学手続きをとらなければならない。

(転学)

- 第14条 他の小学校から本校に転学を志望する児童があるときは、特別な事情にかぎり選考の上転学を許可することがある。
- 2. 児童が、他の小学校へ転学しようとするとき、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願出で許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類に、その理由を明記し、保護者連署のうえ願出で許可を受けなければならない。

(遅刻、早退、欠席、休学)

第16条 児童が病気その他やむを得ない理由により遅刻、早退、欠席するときは、保護者は、その理由を明記し届け出なければならない。

2. 児童が病気その他やむを得ない理由により3か月以上引き続き出席することができないときは、保護者は本校所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て、校長の許可を得て、1年以内の休学をすることができる。

(復学)

第17条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者が復学願いを提出し、学校長の許可を得なければならない。

(出席停止)

第18条 児童が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、校長は、その児童に対し出席停止を命ずることができる。

(忌引)

第19条 児童が親族の死亡により忌引休みを願いでたときは、校長はこれを許可することができる。

(身上事項の異動の届出)

第20条 児童及び保護者、保証人の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程及び卒業

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、別表に定める教科、道徳、特別活動並びに総合的な学習時間により編成する。

(修了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、児童の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 本校所定の全課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第6章 ほう賞及び懲戒

(ほう賞)

第24条 児童のうち、学業成績の優秀な者及び精勤者は、これを表彰することがある。

(懲戒)

第25条 児童がこの学則その他、本校の定める諸規則を守らず、その本分に反する行為のあったときは、懲戒を与えることがある。

懲戒は、訓告及び退学とし、学校長がこれを行う。

2. 前項の退学は、次の各号の一つに該当する児童に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他、児童としての本分に反する者

第7章 教職員組織

(教職員)

第26条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----|
| 1. 校長 | 1名 |
| 2. 教頭 | 1名 |
| 3. 教諭 | 12名 |
| 4. 養護教諭 | 1名 |
| 5. 事務職員 | 1名 |
| 6. 実習助手 | 1名 |
| 7. 学校医 | 3名 |
| 8. 学校歯科医 | 1名 |
| 9. 学校薬剤師 | 1名 |
- 2 必要に応じて副校長を置くことができる。
 - 3 校長は、校務を総括し、所属教職員を監督する。
 - 4 副校長、教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
 - 5 第3項以外の教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第8章 検定料・児童納付金

(入学検定料及び)

第27条 入学検定料及び児童納付金は次のとおりとする。

(1) 入学検定料	25,000円
(2) 入学金	250,000円
(3) 施設費(入学時のみ)	150,000円
(4) 授業料(月額)	30,000円
(5) 施設維持費(月額)	10,000円
(6) 図書費(月額)	500円
(7) 冷暖房費(年額)	5,000円

2. 本校に在籍するものは、出席の有無にかかわらず、授業料等必要な費用を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 正当な理由がなく、かつ所定の手続きを行わずに授業料等必要な費用を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。
4. 既納の入学金は、理由の如何にかかわらず、返還しない。
5. 児童が休学した時は、第2の規定にかかわらず、授業料を免除することがある。

附 則 1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
但し、入学検定料の規定については、平成19年度入学者選抜より適用する。

2. この学則施行に際し、必要な細則は学校長がこれを定める。

附 則 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成28年4月1日から施行する。